

株式会社キューソー流通システム

定 款

2020年2月21日改訂

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社キューソー流通システムと称し、英文では、K.R.S. Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 倉庫業
2. 各種瓶缶詰類その他一般物品の包装、荷造ならびに配送等の引受業務
3. 貨物利用運送事業
4. 運送取次事業
5. 貨物自動車運送事業
6. 通関業
7. 自動車および物流に係る車輛機器、備品の販売ならびにリース業
8. 自動車分解整備業
9. 工業用、車輛用各種燃料、油脂の販売
10. 損害保険代理業
11. 物流情報の販売業および物流業務に関するコンサルティング
12. 生鮮食品、保存食品、加工食品等の各種食料品および日用雑貨品の販売
13. 不動産賃貸業
14. 総務、会計・経理および人事、労務管理に関する業務等の代行業
15. 前号に関する情報システムの企画・開発・構築の請負業
16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都調布市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,660 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(自己の株式の取得)

第 11 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 1 2 条 当会社の定時株主総会は、毎年 2 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。
- 2 株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内に招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 1 3 条 当会社は毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集権者および議長)

- 第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会決議の方法)

- 第 1 5 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第 1 6 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 1 7 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるほか、必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより業務を執行する。

(取締役会の招集)

- 第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行なう。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事については法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(顧問および相談役)

第29条 取締役社長は、取締役会の決議により、顧問または相談役を委嘱することができる。

(業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第 3 2 条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

- 第 3 3 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第 3 4 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

- 第 3 5 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

- 第 3 6 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。

(監査役会の議事録)

- 第 3 7 条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

- 第 3 8 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役報酬等)

- 第 3 9 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役との責任限定契約)

- 第 4 0 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を監査役と締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任および任期)

- 第 4 1 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
- 2 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人報酬等)

- 第 4 2 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 4 3 条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

- 第 4 4 条 当会社は、株主総会の決議により、毎年 11 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

- 第 4 5 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 5 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第 4 6 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 前項の金銭には利息をつけない。